

第4回検討会における有識者からの意見聴取結果

【保育指針の告示化、性格の明確化関係】

- 告示化は幼稚園教育要領との整合性から好ましいが、必要以上に監査に利用されないよう留意し、保育の営みという現場でのダイナミックなプロセスを視野に入れた柔軟な基準になるべきである。
- なぜ幼児教育の重視なのかなど、時代背景も含めた改定のねらいや理由を盛り込むべきである。
- 指針は保育士・保育所の専門性を外にアピールしていくための重要なツールとなるので、指針の活かし方を想定するべきである。
- 発達過程区分は、発達段階ではなく、その年齢の多くの子どもが辿る発達のプロセスを示したものであることを明示すべきである。
- 告示化に伴う簡素化・大綱化の良さを活かしながら、現場にとって分かりやすく、体系的に見やすい指針にして欲しい。
- レベルを下げないための基準と、理想に近づけるための基準を、「養護と教育」や「個と集団」という視点から整理すべきである。

【養護及び教育、小学校との連携関係】

- 「養護」とは一言でいうと家庭養育、成長保障の部分であり、今は親以外の大人との相互行為が必要とされている。
- 保育の原則は「家庭養育の補完」にあり、「個」の要素が強いが、「集団」の特性を取り込み、関係性の概念を重視するべきである。
- 保育＝保育サービスという風潮が広がっているので、保育の教育的機能を明示すべきである。
- 保育と教育を明確に分離せずに1日の生活をデザインし、指導計画の作成につなげていくことが必要である。
- 発達過程区分と職員配置基準の整合性がとれておらず、また認定こども園によって3歳を区切りにされてしまう危惧があるので、0～6歳を見通した保育や、保育所保育の良さを活かした上での小学校教育との接続を視野に入れた、発達の連続性を押さえるべきである。
- 集団行動における基本的な態度の育成等のため、学校見学や運動会を通じて、教師と保育士、幼児と児童との交流を深め、保護者へ連携の成果などの啓発を行うべきである。
- 発達障害児については、守秘義務の問題も絡むが、行政主導で連絡シートなどを用意し、保育所から情報提供を行えば、円滑なつながりができる。
- 保育所における幼児教育について保護者の理解を深め、また小学校に保育所について知ってもらい、小学校進学時の保護者不安を解消することが必要である。
- 幼稚園教育要領の改訂と合同検討会を持つなど意見交換の場が必要であり、保育所も幼稚園と同じように小学校教諭の研修対象となるべきである。

- 小学校教育への準備という視点ではなく、発達の連続性という視点に立った検討をすべきである。

【地域の子育て支援、保育所の機能強化関係】

- 子育て支援を必要以上に背負い込まないように、地域ネットワークという視点から他の地域社会資源との関係、外部人材の積極的活用を整理する必要がある。
- 保育所は何をすところなのか、地域、子育て家庭等のネットワークの一端を担っているという位置づけを整理する必要がある。
- 親の就労の有無・形態だけではない、「子どもの最善の利益」に立った保育を検討すべきである。
- 愛着（アタッチメント）の重要性など、脳科学と乳幼児期あるいは親子の関係も含めた知見を活用すべきである。
- 自治体や保育所からの社会に対する発進力を高め、説明責任を果たしていくべきである。

【保育内容の充実関係】

- 保育所は、家庭への援助、女性のライフプランへの理解、親として育つための支援（親のエンパワメント）、子どもの代弁という役割を持つのではないか。
- 指針と現場にギャップを感じるの、現実的に保育現場が抱えている課題について、よく議論すべきである。
- 特別保育事業など、保育所保育機能の一般化と拡大を、本来の通常保育と共に整理すべきである。
- 利用者志向、利用者との共創の意識を持ち、一方的な提供サービスという考え方からの転換が必要である。
- 一緒に子どもを育てる仲間として、保護者の視点をもっと登場させるべきである。

【保育士の資質向上、評価関係】

- 保育士の国家試験化、施設長の資格化を検討すべきである。
- 等級制度など、意欲のある人が仕事を通して、能力を高めてモチベーションと自信が高まる（向上意欲を支える）仕組み作りが必要である。
- 管理職クラスの保育士は、現場だけでなく地域、市町村、国の施策レベルに目を向ける習慣を持つべきである。
- 保育士のキャリアプランについて、全体像や長い視点での資質向上策を提示する必要がある。
- 頻繁なローテーションの中で、研修時間を確保し自己の向上意欲を高めて行くためには、「幼児教育振興アクションプログラム」に相当する、具体的な総合施策の策定が必要である。

- 指針のみならず現場においても機能をできるだけ“見える化”する工夫をした上で、自己点検・自己評価かつ公表の視点を取り入れるべきである。
- PDCAの重視（自己評価）、第三者評価への納得度と有効性を高め、経年の変化を含めた評価ができる仕組みが必要である。
- 自己評価と他者評価、第三者評価がうまく循環して、議論によって保育の質が向上していくような評価が必要である。